

保護者の皆様への令和7年度就学援助のお知らせ

葉山町では、葉山町立小中学校に通学する児童・生徒の保護者のうち、経済的な理由により児童・生徒の就学が困難な世帯に学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助しています。なお、前年度に就学援助を受けていた方も、今年度分の援助を希望される場合は新たに申請手続きが必要です。

【援助を受けられる世帯】

○要保護世帯…生活保護を受けている世帯

○準要保護世帯…①世帯の前年所得の合計が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

②収入の不安定等により生活状態が悪く、当該世帯の児童・生徒への教育的配慮から就学援助が必要と認められる世帯

(参考) 準要保護世帯に該当する世帯の総所得額の目安(各世帯の構成人数、年齢等により異なります)

世帯人数	世帯構成	世帯の総所得額
3人	父母40歳、子10歳	3,470,000円
4人	父母40歳、子10歳・子5歳	4,000,000円
5人	父母40歳、子5歳・子10歳・子13歳	4,950,000円
6人	父母40歳、子5歳・子10歳・子13歳、祖母70歳	5,560,000円

※世帯人数は原則、前年12月末日時点の住民登録上の世帯人数です。

※住民登録上の世帯全員の前年1月から12月までの総所得金額を基準に判定が行われます(所得額とは収入額から所得控除額を差し引いて算出されるもので、これに退職所得・山林所得を加えます)。なお、年末調整または確定申告により社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・小規模企業共済等掛金、ひとり親控除又は寡婦控除の控除額を申告している方は、所得額から社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・小規模企業共済等掛金、ひとり親控除又は寡婦控除の控除額を差し引いた金額で就学援助の判定が行われます。

【要保護世帯への支給内容】

支給費目	年間支給額	支給時期	対象者
小学生修学旅行費	実費(上限額22,690円)	旅行後の約2か月後	参加者
中学生修学旅行費	実費(上限額60,910円)		

【準要保護世帯への支給内容】

○次年度小学校に入学する未就学児対象

支給費目	年間支給額	支給時期
小学校入学準備金	57,060円	3月

○小学生対象

支給費目	年間支給額	支給時期	対象者
新入学学用品費※1※2	57,060円	10月	第1学年
学用品費	11,630円	10月及び3月(半額ずつ)	全員
通学用品費	2,270円	10月及び3月(半額ずつ)	第2～6学年※3
学校給食費※4	実費(認定者は無償)	—	全員
校外活動費(泊なし)	実費(上限額1,600円)	3月	参加者
修学旅行費	実費(上限額22,690円)	旅行後の約2か月後	参加者
中学校入学準備金	63,000円	3月	第6学年

※1 新入学学用品費は、当初認定を受けた方のみを対象に支給します。

※2 前年度に小学校入学準備金の支給を受けた方に、第1学年を対象とする新入学学用品費は支給されません。ただし、支給額に変更がある場合、当該年度に認定を受けた方のみ差額を支給します。

※3 第1学年については、通学用品費は新入学学用品費に含まれます。

※４ 認定時点で支払済みの学校給食費については返金します。

○中学生対象

支給費目	年間支給額	支給時期	対象者
新入学学用品費※１※２	63,000 円	10 月	第 1 学年
学用品費	22,730 円	10 月及び 3 月（半額ずつ）	全員
通学用品費	2,270 円	10 月及び 3 月（半額ずつ）	第 2 ～ 3 学年※３
学校給食費※４	実費（認定者は無償）	—	全員
校外活動費（泊あり）	実費（上限額 6,210 円）	10 月	参加者
校外活動費（泊なし）	実費（上限額 2,310 円）	3 月	参加者
修学旅行費	実費（上限額 60,910 円）	旅行後の約 2 か月後	参加者
体育実技用具費※５	（上限額）7,650 円	3 月	学校で購入又はレンタルした者

※１ 新入学学用品費は、当初認定を受けた方のみを対象に支給します。

※２ 前年度に中学校入学準備金の支給を受けた方に、第 1 学年を対象とする新入学学用品費は支給されません。ただし、支給額に変更がある場合、当該年度に認定を受けた方のみ差額を支給します。

※３ 第 1 学年については、通学用品費は新入学学用品費に含まれます。

※４ 認定時点で支払済みの学校給食費については返金します。

※５ 授業で使用する柔道着を、学校で購入またはレンタルする場合は支給対象ですが、すでに持参している場合は支給対象外です。

【申請方法について】

申請方法は次のとおりです。兄弟姉妹が葉山町立小中学校に通学する場合は、通学する学校ごとに申請書の提出が必要です。

申請書類は、申請書類は葉山町立各小中学校で配布しています。また、町ホームページにも掲載しており、学校教育課窓口（保育園・教育総合センター 2 階）でも配布しています。

（１）提出書類

- ・就学援助交付申請書（兼）世帯台帳
- ・振込口座届出書

（２）提出先 通学する学校又は学校教育課

（３）提出期限（当初認定） 令和 7 年 5 月 30 日（金）

※提出期限以降の申請に基づく認定は途中認定となり、支給額は申請日の属する月以降の分で算定します。

【援助の決定】

学校教育課にて各世帯の所得状況等を審査し、結果については郵送にて 7 月中旬～下旬 に各ご家庭に通知します。なお、途中認定の方は随時結果を通知します。

問合せ先

葉山町教育委員会 学校教育課 学務係 電話(046)876－1111 内線 7222